

亦く可決した。

二、公休日統一の件 (本部提出)

可決

本案は前年迄の保身室等がある。公休日は日曜祭日とあり、一月十五日休日を廃止することとした。

三、解雇退職手当制定の件 (本部提出)

可決

勤続一ヶ月に對し一ヶ月、以上一ヶ月を増す毎に三日分を加算することとし、使用主に要求することとした。

四、西條労働協約実施促進の件 (本部提出)

可決

無用論相ありしも結局可決、この間主事荒谷宗治西條労働協約委員の辞職を強要せられ遂に辞任を声明した。

△緊急動議

浜松の日本農器争議、名古屋のPジP知衣靴争議に激励電報を發すること、電文起草委員会。

五、同盟名称変更の件 (本部提出)

保身

尾工、煉瓦工、硝子工、其の他一切の空業労働者を包擁する時「製陶労働」の名称は不適当であるとの理由により「空業労働者同盟」と改称せしむる提唱す時期尚早説休して保身とある。

△電文起草委員会報告

アタマ、デケン、トウライノル

六、同盟規約改正の件 (本部提出)

可決

前項名称変更を添く外第五條「地方聯合委員会」を「地方聯合會」に全「理事會」を「中央委員会」に其他右の改正に伴ふ各條項の字句を修正した。

七、組合費統一の件

(名古屋聯合會提出)

可決

會費は五十員を原則とし、最低三十員とし、実行方法は聯合會に於て可及的に実行することとす。